

吉城高等学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・けんかやふざけ合い。※見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) 学校姿勢

- ・学校は『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教

育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるように努める。

- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめを認知した場合、学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

[組織の名称]

いじめ防止等対策検討会議

[組織の構成員、外部専門家の参画]

- ・学校関係者 校長、教頭、生徒指導部長、教務主任、特別活動部長、保健厚生部長、教育相談課長、学年主任、早期発見・対応に当たって関係の深い職員
- ・第三者 弁護士、臨床心理士（外部専門家）、育友会長、地域代表

[組織の運営]

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する
- ・年2回（6月と2月）いじめ防止・対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）

(2) いじめの早期発見の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重しあえる態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・情報モラルや人権侵害防止の指導を定期的実施する。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。
- ・定期的に「生活安全調査」「学校生活安心・安全チェックリスト」等を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・外部機関（子ども相談センター、市役所福祉課等）、スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・生徒の様子について、職員間の情報共有を図る。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・ICT機器を利用し、ユニバーサルデザイン授業を推進する。

【進路指導部】

- ・進路目標設定への早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【保健厚生部】

- ・一人ひとりが安心して、安全に過ごせる環境づくりの推進。
- ・清掃活動を充実させ、自分たちが生活する場を大切にし、帰属意識を高める。特にトイレなど個室が多い場所の利用状態に注意する。

【キャリア推進部】

- ・地域課題解決型キャリア教育である「吉城高地域キラメキ（YCK）プロジェクト」の活動を通して、課題解決能力と主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を育てる。
- ・「総合的な学習の時間」等を有効活用し、生徒一人一人の社会的・職業的自立を促すとともに、社会の中で自らの役割を主体的に果たそうとする態度を育てる。

【渉外部】

- ・育友会総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	行 事	目的	取 組 内 容
4	第1回校内いじめ防止職員研修	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・いじめ防止に関する講 ・いじめ防止の年間の取組について検討
5	教育相談（二者面談） 第1回生活安全調査	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・いじめ早期発見調査（教員、生徒、保護者対象）
6	教育相談職員研修 第1回いじめに関するアンケート 第1回いじめ防止対策検討会議	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・生徒理解を深める研修（臨床心理士の先生の講義） ・学校の方針と具体的対応の確認と報告

7	第1回県いじめ調査 (4~7月) 三者面談 学校評価	報 告 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・第1回県いじめ調査 (4~7月) ・家庭生活の状況確認 ・生徒、保護者による学校評価
8	心をみつめて	早期発見 不安・悩 みに寄添 う	・学校生活安心・安全チェックリスト ・夏休み明けの生徒の心理状態の把握 (LHRを利用し抱えている不安などを書く)
9	第2回校内いじめ防 止職員研修 第2回生活安全調査	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・夏季休業明けの生徒情報交換会 ・いじめ早期発見調査 (教員、生徒、保護者対象)
10	職員研修	未然防止	・学校生活安心・安全チェックリスト ・教育相談についての研修
11	教育相談 (二者面 談) 第2回いじめに関す るアンケート	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・生徒の生活状況や問題意識等の確認
12	第2回県いじめ調査 (8~12月) 三者面談	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・第2回県いじめ調査 (8~12月) ・家庭生活の状況確認
1	第3回校内いじめ防 止職員研修 第3回生活安全調査	未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・冬季休業明けの生徒情報交換会 ・いじめ早期発見調査 (教員、生徒、保護者対象)
2	第3回いじめに関す るアンケート 第2回いじめ防止対 策検討会議	報 告	・学校生活安心・安全チェックリスト ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題
3	第3回県いじめ調査 (1~3月) 第4回校内いじめ防 止職員研修	報 告 未然防止 早期発見	・学校生活安心・安全チェックリスト ・第3回県いじめ調査 (1~3月) ・今年度の反省と来年度に向けての方針

3 早期発見・事案対処マニュアル

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

[組織対応]

- ・いじめ防止等対策検討会議による対応

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応順序]

- ・ いじめと認知した職員はいじめ防止等対策組織に情報を報告・共有（法的義務）
（教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない）
- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

(2) いじめの解消の定義

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

③ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(3) 「重大事態」と判断された時の対処

- ・ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織の編成]

- ・いじめ防止委員会に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

(1) 資料の保管

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりする。したがって、生徒の個人調査データ【※心理検査等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等】、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

策定日	平成26年	4月	1日
改定日	平成29年	10月	1日
改定日	平成31年	4月	1日
改定日	令和2年	4月	1日
改定日	令和3年	4月	1日